遺言相続セミナー・レジュメ

来年の申告で誤りのない
相続時精算課税贈与の申告をするには

講師：税理士・社会保険労務士・行政書士　安達　幸男

（プロフィール）

昭和 35 年生れ

昭和 58 年に名古屋国税局採用、以後国税局及び税務署で 38 年間勤務

令和 3 年 7 月名古屋中村税務署長を最後に退官

令和 3 年 9 月に春日井市鳥居松町で事務所を開設

（主な取扱い業務）

相続税申告書作成、相続税対策、遺言書作成、遺産分割協議書作成、任意後見契約、死後事務委任契約、実家の不動産の売却などのサポート

【ワークシート】

はじめに、今日のテーマである「来年の申告で誤りのない相続時精算課税贈与の申告をするには」について、皆さんがどのような理解・認識を持っているかについて、確認させていただきます。YES、NO でお答えください。

1　贈与税の申告には暦年贈与と相続時精算課税の 2 つがあることを知っている？

YES　・　NO

2　令和 6 年から相続時精算課税に 110 万円の基礎控除ができたことを知っている？

YES　・　NO

3　相続時精算課税贈与を使って 110 万円以下の贈与をするならば、何も手続をしなくてもよい？

YES　・　NO

4　毎年 110 万円の現金贈与をするならば、暦年贈与よりも相続時精算課税の方が相続税の節税になる？

YES　・　NO

5　相続時精算課税を使って毎年 110 万以下の贈与をするならば、贈与税の申告も不要なので、贈与について特段管理する必要がない？

YES　・　NO

（目次）

〇はじめに

１　贈与税の申告には２つの種類がある

２　改正された相続時精算課税の活用方法（一般の家庭を想定して）

３　相続時精算課税の手続について

４　よくある誤り事例について

〇最後に

〇はじめに

令和６年１月１日から、相続時精算課税に毎年110万円の基礎控除ができましたので、暦年贈与よりも有利なこの制度を積極的に活用して相続税の節税を図りましょうというアドバイスがよくされています。

しかしながら、この制度を選択する方がお得かどうかは、それぞれの家庭事情、財産額によって異なりますので、一概に相続時精算課税の方が暦年贈与よりも有利であるとは言い切れません。

どちらの制度が有利か不利かの点はさておいて、今日は、仮にこの相続時精算課税制度を使う場合の注意事項を、よくある誤り事例を参考に考えていきたいと思います。

１　贈与税の申告には２つの種類がある

２つの制度の内容、違い、どちらが有利か不利かの詳細については、令和６年４月に開催したセミナー資料「相続時精算課税は本当に節税になるのか？」をご覧ください。

⑴　暦年贈与

・受贈者を単位に毎年 110 万円の基礎控除があります。

・110 万円を超える贈与を受けた場合は、贈与を受けた年の翌年の 3 月 15 日までに「贈与税の申告書」を提出します。

・相続があった場合（贈与者が死亡）には、相続又は遺贈により財産を取得した者は、相続開始前 3 年以内ないし 7 年以内(以下「3 年以内」と略します。)の生前贈与は相続財産に加算されて相続税の計算をします。ただし、令和 6 年改正により延長される 3 年超から 7 年前の期間の贈与については、合計 100 万円の控除があります。

・注意しなければいけないのは、3 年以内の贈与については、例え 110 万円の基礎控除の範囲内のものであっても、相続時には 110 万円の基礎控除はないものとして加算されるということです（ただし、3 年超から 7 年前の分の贈与については、合計 100 万円の控除後の金額を加算します。)。とはいっても、現実には、相続税調査が入らない限り、税務署から現金贈与についての贈与税の申告漏れや相続時の生前贈与の加算漏れを指摘されることはほとんどないかもしれません。

・相続人でない孫や子の配偶者に対する贈与は、3 年以内贈与の加算対象にはなりませんので、これらの者に対する毎年 110 万円以内の生前贈与は

大きな節税になります。ただし、孫は相続人ではないので、2 割加算の対象になります。

⑵　相続時精算課税

・贈与をした年の 1 月 1 日において、60 歳以上の贈与者（父母、祖父母）から、受贈者（推定相続人である贈与者の直系卑属のうち贈与を受けた年の 1 月 1 日において 18 歳以上の子又は 18 歳以上の孫）に対して行う贈与が対象となります。なお、孫は相続人ではないので、2 割加算の対象になります。

・父及び母の両方から生前贈与を受ける方法としては、贈与者ごとに選択が可能ですので、

①父からの贈与は暦年贈与、母からの贈与も暦年贈与（基礎控除は受贈者単位で計算するので合計で 110 万円）

②父からの贈与は相続時精算課税、母からの贈与は暦年贈与（(それぞれ別の制度として基礎控除は 110 万円ずつ）

③父からも、母からも相続時選択課税（複数の特定贈与者がいるときの控除する金額は基礎控除額を按分計算します。）

といった方法が考えられます。

どの方法を選択するかは、自分で自由に決定できます。

・贈与税の特別控除枠として、特定贈与者ごとに累計で 2,500 万円の控除枠があります。

・特別控除枠とは別に、毎年 110 万円の贈与税の基礎控除があります。

贈与税の計算に当たっては、課税価格から 110 万円の基礎控除額を控除し

てその後に特別控除額の枠を控除して計算します。その財産の価額から基礎控除額を控除した残額がある場合には、期限内に贈与税の申告書を提出します。

・受贈者は、贈与のあった年の翌年 3 月 15 日までに、贈与者ごとに「相続時精算課税選択届出書」を提出し、併せて受贈者を単位として「贈与税の申告書」を提出します。ただし、毎年 110 万円以下の現金贈与をする場合は、贈与税の申告書の提出は不要です。

・相続があったときは、選択以降のすべての贈与について、相続時には 110 万円の基礎控除額を控除した残額を加算して相続税の計算をします。

このように、過去に行った贈与については、110 万円の基礎控除分を除いて必ず加算しなければならないということです（つまり加算期間については時効がないということです。）。

⑶　それぞれのメリット・デメリット

①暦年贈与のメリット・デメリット

・110 万円以下の贈与であれば、贈与税の申告は必要ありません。

・受贈者（もらった人）が子であると、3 年以内の贈与は相続財産に加算（3 年超ないし 7 年以内の分については合計 100 万円の控除あり）されて相続税が計算されますので、税額がその分増えます。少しでも加算を免れようとするならば、できるだけ早い時期から暦年贈与をするしかありません。

・相続人ではない孫や子の配偶者への贈与は、相続時に相続財産には一切加算されません（加算対象外）ので、相続税の節税になります。ただし、孫は相続人ではありませんので、2 割加算の対象になります。

②相続時精算課税のメリット・デメリット

・改正により、相続時精算課税で贈与をしても、毎年 110 万円以下の贈与については、贈与税の申告は必要ありませんし、相続時の相続財産への加算対象にもなりません。

・一見すると、暦年贈与よりもお得に見えますが、デメリットも多々あります。よく言われるのが、①一度選択すると二度と暦年贈与には戻れない、②暦年贈与（贈与税の課税権の時効は 6 年）と違って相続時精算課税には課税権の時効がない（選択したことを失念してうっかり多額の贈与をすると加算対象になる。)、ということです。

また、思わぬ落とし穴もあります。①過去の贈与の管理をしていないと税務調査で多額の預金シフトについて加算対象（暦年贈与と違って 7 年以内の贈与に限りません。）の贈与になるとの指摘を受けるリスクがあります、②自宅を贈与した場合には相続税申告では小規模宅地の特例を使えません、③移転コストが相続に比べて高い（登録免許税が相続は 4/1,000、贈与は 20/1,000)、④贈与者よりも受贈者（子）が先に死亡しても精算義務はなくならない（孫に精算義務が引き継がれる。）などです。

⑷　どちらが有利か

・相続時精算課税は、毎年 110 万円の基礎控除があり、しかも生前贈与加算の対象にもなりませんので非常にお得ともいえますが、税務署にとっては、非常にありがたい制度です。なぜならば、過去の贈与について時効がないから、何十年の前の贈与であっても加算対象とできるからです。

・ケースバイケースではありますが、金融資産がそれほどない方、遺産総額

が基礎控除を少し上回る程度の方は、一般的には相続時精算課税を活用してもよいでしょう。

ただし、一般の家庭（自宅のほか預貯金が 3,0000 万円程度の財産があり、相続税の基礎控除を少し超える程度）では、ご自身の老後の生活費を考えると、毎年 110 万円の現金贈与を複数の子に対して複数年にわたって行うことはまず困難とも考えられます。

そうしますと、一般的には、せいぜい自分の生活に余裕がある年（数年に 1 回程度か？）に、複数の子や孫に対して 110 万円の現金贈与をするといった形になるのではないでしょうか？

毎年 110 万円の現金贈与を複数の子や孫にできる方は、相当な資産家（金融資産が 1 億円以上ある富裕層）くらいかもしれません。

そうであるとするならば、正直言って、一般の家庭では、余りどちらが有利かということにこだわる（神経質になる）必要性はないのかもしれません。

それよりもむしろ税務署に相続時精算課税を選択している裕福な家庭である（？）として管理されることの方が嫌ではないでしょうか？

・毎年 110 万円ずつの現金贈与しか予定していなかったとしても、その後に親の相続で多額の財産を取得した場合には、当然、贈与計画の見直しが必要になります。一度相続時精算課税を選択すると、この制度に固定されてしまいますので、柔軟に生前贈与を行うことができなくなります。この辺りの心配がある方は、相続時精算課税は慎重に選択した方がよいでしょう。

・一方で、相続時精算課税は、基本的に相続税の節税にはつながらないことを認識した上で、家族間の争族対策として活用することは非常に有効な方法です（併せて公正証書遺言書を作成し、特別受益の免除条項を入れておくことが望ましいでしょう。）。

⑸　現金贈与を継続的に行うに当たって大切なこと

・税務調査や税務署の更正処分のリスクを軽減する上で大切なことは、

①贈与契約があったことの証拠をしっかりと残しておくこと

②相続時に加算対象になるかならないかの判別ができるように贈与の管理をしっかりと記録しておくこと

③贈与税の申告手続を誤りがないように行うこと

であると考えます。

２　改正された相続時精算課税の活用方法（一般の家庭を想定して）

⑴　毎年１１０万円の現金贈与をする

・毎年の贈与税の申告は必要ありません。

・ただし、最初に相続時精算課税を使って贈与する場合には、翌年 3 月 15 日までに「相続時選択課税制度選択届出書」を受贈者（もらった人）の所轄税務署（住所地を管轄する税務署）に対して提出します。

⑵　遺産分割争いが想定されるケースでは自宅を生前贈与する

・相続時精算課税を使えば、贈与税は 2,500 万円＋110 万円までの範囲内であれば贈与税は非課税となります。

・しかし、相続税の計算では、生前贈与（贈与時の価額で）は持ち戻し（相

続財産に加算）がされて計算しますので、場合によっては相続税がかかることもあります。

・注意しないといけないのは、贈与税、相続税の課税の問題が発生しないとしても、遺産分割では、生前贈与（年数制限はありません。）は特別受益となり持ち戻しの対象となりますので、生前贈与を受けた相続人の取得する遺産はその分だけ減ってしまうことです。

・これを避けるためには、遺産分けを巡って争族争いが想定される場合、「全財産を○○に相続させる」との遺言書を作成するとともに、必ず持戻し免除する旨を付記しておくことがよいでしょう。ただし、他の相続人の遺留分まで完全に排除することはできませんので、注意してください。

仮に他の相続人から遺留分侵害請求がされたとしても、相続開始前 10 年以内した生前贈与についてのみ遺留分計算の基礎として加算しますので、できるだけ早く自宅を生前贈与することがよいでしょう（生前贈与してから 10 年以上経過してから相続が発生すれば特別受益の加算はなしです。）。いずれにしても、自宅を生前贈与するとしたら、できるだけ早い段階で行うことが望ましいかもしれません。ただし、自分名義の家ではなくなりますので、追い出されてしまうリスクはあります。

３　相続時精算課税贈与の手続について

⑴　「相続時精算課税選択届出書」の提出

・期限内（最初に相続時精算課税を活用した贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日まで）に提出しないと、選択をしたことが認められません。

つまり多額の資産を贈与した場合において、選択届出書を提出しないと相続時精算課税は認められないので、暦年贈与扱い（税率は高い）となり、多額の税金がかかることになります。相続財産への加算も相続開始前3年以内の贈与はすべて加算対象となりますので、毎年 110 万円の現金贈与をしていた場合は、110 万円×3 年ないし 7 年間＝330 万円ないし 770 万円が加算対象になります。

・届出書の提出に当たっては、受贈者の戸籍謄本、特定贈与者の戸籍謄本を添付します。

⑵　「贈与税の申告書」の提出

・年間の贈与財産の金額が、110 万円の基礎控除以下ならば贈与税の申告は不要です。ただし、税務署に証拠を残すために、あえて贈与税の申告をする方もいます。

・2,500 万円の特別控除がありますが、自分勝手の判断で、この金額以下の贈与だから贈与税は非課税であるので贈与税の申告書を提出しなくてもよいと判断することは誤りです。特別控除枠を使って相続時精算課税贈与をする場合には、贈与税の申告をしないと特別控除枠の利用が認められません。期限後申告の場合、無申告加算税や延滞税もかかります。

なお、選択届出書を提出した数年後に多額の贈与を行った場合において、相続時精算課税の適用が認められないときは、基礎控除 110 万円を超える分に対して一律 20%の贈与税がかかります。

⑶　「贈与契約書」の作成

・贈与は口頭での契約でも成立しますが、後々の証拠とするために、必ず「贈

与契約書」を作成します。受贈者が未成年者のときは、親権者（両親）が代わって署名押印します。

贈与契約書については、住所、氏名、日付はワープロで印字するのではなく、自書します。

・お金を交付した事実を残すために、口座間の振込を利用します。

⑷　贈与事績の管理

・相続時精算課税贈与には、毎年 110 万円の範囲内の贈与税の非課税枠がありますが、課税権の時効はありませんので、何十年も前の贈与であっても、相続時発生時には持ち戻して加算して相続税の計算をすることになっています。現実には、推定被相続人が過去の贈与をすべて管理していることはないでしょうし、相続人が過去の贈与をすべて管理していることも余り考えられないでしょう。そうすると、税務調査のトラブルになってしまいます。

・相続税の申告が必要な家庭では、後々加算すべき贈与が相続人にも分かるように、年月日、相手方、財産の種類、金額を「一覧表」にして記録として残しておきます。これらの記録を残していないと、相続人らは税務署の指摘に対して反論することは難しいかもしれません。

逆に、このような管理をすることが面倒だという方は、相続時選択課税は選択しない方がよいでしょう。

４　よくある誤り事例について

①　「相続時精算課税選択届出書」の提出が期限までにない

・相続時精算課税を選択するときは、生前贈与があった年の翌年の 3 月 15 日までに必ず「相続時精算課税選択届出書」を所轄税務署（受贈者の住所を管轄する税務署）に提出します。

選択届出書の提出が期限までにないと、暦年課税扱いとなってしまいますので、多額の資産を贈与した場合には多額の贈与税がかかってしまいます。

② 「贈与税の申告書」の提出を忘れる

・選択届け出は提出済みであるとして、特別控除（累積で 2,500 万円）の範囲内の生前贈与であっても、「贈与税の申告書」の提出がない場合には、特別控除の適用は受けられませんので、基礎控除後の残額に対して一律 20%の贈与税が課税されてしまいます。

・後から期限後申告をして特別控除を使用することはできません。

③ 子や孫の年齢は贈与のあった年の 1 月 1 日現在で判定すると 18 歳になっていなかった

・子や孫の誕生日が来たので、相続時精算課税贈与で贈与をして「選択届出書」と「贈与税の申告書」を提出してしまうと、子や孫は 1 月 1 日現在でみるとまだ 18 歳になっていなかったということがあります。このようなケースでは、年齢要件を満たしていないため相続時精算課税贈与は使えませんので、暦年贈与での申告扱いとなります。特に注意したいのが、確定申告期に選択届出書と贈与税の申告書を併せて提出した場合に、後日年齢要件を満たさないと税務署から誤りを指摘されることになります。過去に行った贈与の事実は消えませんし、選択の撤回も指摘された時点

ではできません。

④　相続発生時に生前贈与の加算漏れがある

・相続時精算課税贈与分を加算して相続税の計算をした場合に、相続税の基礎控除の金額（3,000 万円＋600 万円×法定相続人の人数）を超えるときは、「相続税の申告書」を提出しなければなりません。ただし、基礎控除額の控除後に税額が算出されないケースは申告不要です。

・よくあるのが、相続人が、過去に相続時精算課税の生前贈与があったことを失念してしまい（知らずに）、勝手に基礎控除以下と判定してしまったために、結果的に加算漏れをしてしまい相続税の申告書の提出を失念してしまうケースです。

税務署では、過去に提出された選択届出書や贈与税の申告書をすべて管理していますので、加算漏れは必ず指摘されることを知っていないといけません。このように、加算漏れとなるケースでは、税務調査のリスクがあります。

・これを防止するには、相続税法第 49 条の開示請求を行うことによって、税務署で相続人ごとの生前贈与の有無及び加算対象金額を確認することができますので、相続税の申告書の作成に当たっては、必ず開示請求手続を行うことをおススメします。

○最後に

1　生前贈与をする前に考えておくべきこと

①　まずは自分の所有している財産をもとに相続税の試算を行います。

・相続税の試算については、国税庁 HP の「相続税の申告要否判定コーナー」を活用してください。

・相続税がかからないのであれば、生前贈与の加算を気にする必要はありませんので、暦年贈与、相続時精算課税のどちらを選択しても構いません。

② ご自身（及び配偶者）の老後の必要生活費の資金を考えて生前贈与する金額を考える。

（計算例）

{85 歳（平均寿命）－（現在の年齢）}×年間の生活費見込み金額

＝老後の必要資金

・老後に必要な資金の試算を基に、子や孫に贈与する（できる）金額を決めます。

③ 子や孫に財産を残すことよりも、ご自身のためにお金を使うことを考える。

・相続税の申告書の作成依頼を受けていると、被相続人の方々は、総じて質素な生活をしていて、死亡時には 3 千万円～5 千万円の預金等を残して亡くなる方が多いようです。

・自分自身の楽しみや趣味にお金を使うことを考えましょう。

④ 子や孫の金銭感覚が狂うリスクがあります。

・子や孫に毎年 110 万円ずつ現金贈与をするということは、多額の現金を子や孫に渡し切りにするということを十分に認識してください。相続税を節税するために、形だけ贈与契約書を作成しておいて、現金はご自身が引き続き管理するということは認められません。

・贈与を受ける子や孫が現金を浪費してしまい、金銭感覚が狂ってしまうリ

スクがあることを十分に認識してください。

④　生前贈与をするとしても、相続人間の平等を考えて行います。

・不平等な贈与をすると、相続人間で争いとなる可能性が高いです。

・後継ぎだから、長男だから、先祖代々の土地だからという理由では、他の相続人は納得しません。

⑤　不動産（土地）の生前贈与対策は難しいことを念頭において相続（争族）対策を考えます。

・賃貸物件の建物のみを生前贈与することは、贈与税額も少なくて済み、相続税対策として非常に有効です。推定被相続人の遺産の積上りを防止し、推定相続人には賃料収入が入って納税資金を備蓄することができます。経過年数が相当経過した建物であれば、固定資産税評価額も相当低いので、贈与税も余りかかりません。

・ただし、土地を生前贈与してしまうと、相続税で最も節税になる小規模宅地の特例が使えませんので、相続税の節税の点では不利となります。土地は評価額も高いので、贈与税もかなりかかりますし、登録免許税も高いですので、争族争いを防ぐケースを除いて、土地を生前贈与することは、おススメしません。

今日お話ししました内容を基に、よく考えて自己責任で生前贈与は実行してください。

本日はご清聴ありがとうございました。